

小・中学校保護者の皆様へ

平素は、本町の学校教育に対して、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、全国的に新型コロナウイルスの第3波が到来し、橋本保健所管内でも感染者の報道がされています。本町では8月31日付けで「新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応」についてお知らせしましたが、改めて学校での対応についてお伝えします。

なお、感染拡大防止と同様に、差別や偏見、誹謗中傷等が学校・町内で生まれないようにすることも非常に重要です。感染を責める雰囲気広がると、医療機関での受診が遅れたり、感染を隠したりすることにもつながりかねず、地域での感染の拡大につながり得ます。差別・偏見、誹謗中傷等は絶対にいけないという意識を皆で共有しましょう。

感染者が確認された場合、学校・教育委員会から正確かつ必要な情報を発信しますので、うわさやデマに注意されますよう、ご協力をお願いします。

◆新型コロナウイルス感染者が発生した場合

<当該児童生徒または当該教職員等について>

陽性と判明	治癒した後、14日を経過するまで出席等を停止
濃厚接触者と判明	感染者との最終接触日を0日として14日間出席等を停止 ※濃厚接触者としてPCR検査をし、陰性が確認された場合も同様

① <関係者や学校について（保健所の指示を仰ぎます。）>

- ・保健所により濃厚接触者を特定するための調査が行われます。
- ・校舎等の消毒の要否について判断されます。
(消毒が必要な場合、速やかに消毒を行うこととなります。)

② <臨時休業について>

ア まず、保健所により濃厚接触者が特定され、校内の消毒が完了するまでの上記①の期間は、当該学校の全部または一部を臨時休業とします。

イ また、感染の状況等について関係機関と連携・協議し、下表を目安として臨時休業の判断を行うこととなります。

感染の状況	臨時休業の対象
学校内で感染者が発生し、濃厚接触者が学級または学年内に限定される場合	当該学級または学年
学校内で感染者が複数名発生し、校内で感染した可能性がある場合	当該学校
地域内の複数校において、複数名の感染者が発生した場合	地域内のすべての学校

※ アの臨時休業の期間は、保健所の指示により1～3日間です。

※ イの臨時休業の期間は、原則、最終感染者確認後14日間です。

※ 「PCR検査を受けること」をもって「濃厚接触者」と判断されるわけではありません。念のためPCR検査を指示される方もあり、「濃厚接触者」であるかどうかは保健所の判断に委ねられています。

※ 学校での感染者は発生していないが、橋本保健所管内等で感染者が発生している場合は、保健所等と協議し判断します。